

# 大杉谷川漁業協同組合（内共4号）大杉谷川

## 1. 遊漁についての制限の範囲

### (1) 漁具漁法の制限

流し網：浮子網の長さ5.5m以下、網丈90cm以下、網目2.8cm以上

投網：網目2.8cm以上

### (2) 遊漁期間

| 魚種       | 期間                         |
|----------|----------------------------|
| あゆ       | 6月16日以降の組合が公表した日より10月31日まで |
| やまめ及びいわな | 3月1日以降の組合が公表した日より9月30日まで   |

### (3) 全長制限

| 魚種  | 全長        |
|-----|-----------|
| やまめ | 15センチメートル |
| いわな | 15センチメートル |

表の期間の欄に掲げる公表は、組合事務所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

## 2. 遊漁料の額及びその納付の方法

遊漁料の額は、次の表のとおりとする。（ただし、遊漁者が学齢に達しない幼児である場合にあっては無料、遊漁者が小・中学生又は障害者手帳保持者である場合にあっては同表の遊漁料の欄に掲げる金額に0.5を乗じて得た額とする。）。なお、次項のただし書の規定による方法により納付する場合にあっては、同欄に掲げる金額にそれぞれ1,000円を加算した額とする。

| 魚種          | 漁具漁法    | 有効期間 | 遊漁料    |
|-------------|---------|------|--------|
| あゆ、やまめ及びいわな | 竿釣      | 1日   | 1,500円 |
|             |         | 1年   | 4,500円 |
| あゆ          | 流し網及び投網 | 1年   | 6,000円 |

2 遊漁料は、大杉谷川漁業協同組合事務所及び大杉谷川漁業協同組合関係地区内各町内指定商店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に対して納付することができる。